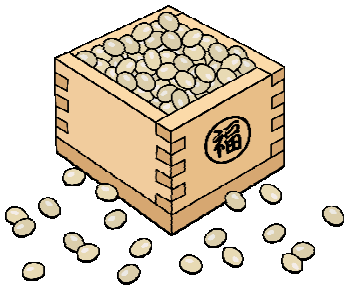


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和4年2月号 vol.88



年明け早々、3年近く使っていた活動量計が壊れました。
毎日、18,000歩、3,000カロリー消費を目安に活動量計に頼った生活を続けてきたので、急に数字が見えなくなると、何となくモチベーションが下がってしまいました。
やはり数字の見える化というものは必要なんだと新たに感じました。健康維持、お金のやりくりなどなど、見える化の工夫をしていくことが大切ですね。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



昨年末に令和4年度税制改正大綱が公表され、住宅ローン控除制度が大きく改正されることになりました。令和6年以降は、新築住宅でもローン控除が受けられない住宅も。これからマイホームをお考えの方はチェックしておきましょう。

”住宅ローン控除 令和4年の入居から控除率等が引き下げになります”

令和4年～7年入居分までやや複雑な改正になっているので、簡単に大きな改正点を並べると以下のとおりとなります。

	適用期限	控除率	減税期間(新築)	減税期間(中古)	所得制限
現行	2021年	1.0%	原則10年(特例あり)	10年	3000万円
改正後	2025年	0.7%	原則13年	10年	2000万円

- ・まず大きな改正が控除率が1.0%から0.7%に引き下げられたことです。例えば、これまで3000万円のローンを組み、年間30万円の控除を受けたものが年間21万円に引き下げられます。ただし、控除を受けれる期間が新築の場合は、原則13年(これまでも特例はあり)となりました。中古は10年のままです。
- ・上の表に書き込めていませんが、新築の場合、一般住宅のローン限度額が3000万円であるのに対し、認定住宅・ZEH水準省エネ住宅などの場合は限度額が4000万円～5000万円と優遇されています。中古住宅は2000万円と格差が設けられています。
- ・注意点が、令和6年以降は上のローン限度額が段階的に引き下げられること、そして、新築の場合は、一定の省エネ対策がされていない住宅はローン控除の対象外になることが示されたことです。
- ・今後数年でマイホーム購入を考えられている方は、購入時期についてもよくよくご検討ください。

「今月の本の紹介」

「子供には聞かせられない動物のひみつ」
(ルーシークック 著・青土社)

大変楽しく読める動物エッセイです。
乱倫するパンダ、売春するペンギン、トイレで婚活するナマケモノなどなど。古代の哲学者の時代から、様々な動物寓話生まれ、誤解だらけの動物の世界。
でも読んでいく途中で、ふと気付くのは、人間は身勝手な生き物だということです。人間の価値観で動物を擬人化して利用してきた時代もあったようです。自分とは違う者をそのままの形でリスペクトしてあげる姿勢が必要だと思えます。

「気まぐれ簡単レシピ」

<かぶの厚切りサラダ>

- ・かぶ 4個
- ・塩 小さじ1/2
- ・ねりわさび 適宜、しょうゆ 大さじ1と1/2、ごま油 大さじ1、レモン汁 1/2個分(A)

- ①かぶは葉を切り落とし、皮ごと厚めの輪切りにしてボウルに入れ、塩をふってなじませる。
- ②2～3分おいたら器に盛り、(A)を合わせてまわりかける。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp
FAX 092-791-4298
〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所